

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 27 年 10 月 5 日

更新日：令和 6 年 8 月 14 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒750-0005)

山口県下関市唐戸町 5 番 50 号（ヤマガタケンシモノセキカヲトチョウ）

名称（フリガナ）：下関唐戸魚市場仲卸協同組合（シモノセキカヲトウイバナカホシキョウトウキミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：理事長 酒井 一（サカイ ハジメ）

ウェブサイトのアドレス：<http://karato-n.axis.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 10 類 魚類

区分に属する農林水産物等：ふぐ

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：下関ふく（シモノセキフク）、Shimonoseki Fuku

4 明細書の変更

下関唐戸魚市場仲卸協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）生産業者への周知・指導等

組合は、生産業者に対し「下関ふく」の明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守するために必要な以下の手順を周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、明細書に記載の生産地及び生産の方法を遵守した「とらふぐ」を出荷した記録として、「売渡表」等を保存する。

イ 組合の手順

組合は、明細書に記載された生産地及び生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合理事の中から任命された検査委員による確認を行う。

（2）手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記（1）の手順について、年 1 回以上実施する生産業者を対象とした総会又は講習会において、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「下関ふく」及び GI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「ふぐ」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「下関ふく」と併せて使用すること。
- (3) GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対し、指導、警告等を行う。

なお、当該生産業者が組合の警告等に従わなかった場合には、組合は当該生産業者の生産した「ふぐ」について、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記 6 及び 8 に関して「下関ふく」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

組合及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「下関ふく」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

Service	Percentage
Online banking	95%
Mobile banking	85%
ATM	75%
Branch	65%
Phone	55%